

## 警報発令時の措置について

### 1 通常授業日

- (1) 午前6時30分現在、暴風・大雨・大雪・洪水のいずれかの警報（特別警報を含む）が三木市または小野市のいずれかに発令されている場合は自宅待機とする。
- (2) 午前6時30分現在、暴風・大雨・大雪・洪水のいずれかの警報が、三木市または小野市に出ていない場合でも、自宅地域に発令されている生徒は自宅待機とする。
- (3) 午前 10 時現在、三木市または小野市のいずれかに発令中の場合 ……臨時休業
- (4) 午前 10 時現在、三木市・小野市のいずれも解除された場合 ……第5校時から授業

※途中解除後の登校については危険のないように注意し、13 時までに登校すること。

13 時5分よりショートタイムを行う。

ただし、午前 10 時現在、三木市・小野市ともに解除されたが、自宅地域に発令されている場合、該当生徒は公認欠席とする。また、自宅地域が解除となっても、自宅から学校までの間の地域に警報が発令されている場合は安全を優先し、無理に登校しないこと（公認欠席）。

### 2 課題考査期間

課題考査期間中は上記1の規定に準じて登校する（三木市・小野市で判断）。ただし、在校生が居住する地域のいずれかに警報が発令中の場合、当日の課題考査は考査終了予定日の翌日以降に実施し、当日の曜日の授業を行う。午前10時現在、在校生が居住する地域がすべて解除された場合は、当日の午後より課題考査を実施する。

### 3 学期末の午前授業期間

- (1) 午前6時30分現在、暴風・大雨・大雪・洪水のいずれかの警報が三木市または小野市のいずれかに発令されている場合は臨時休業とする。
- (2) 午前6時30分現在、暴風・大雨・大雪・洪水のいずれかの警報が、三木市・小野市のいずれにも出ていない場合でも、自宅地域に発令されている場合、該当生徒は公認欠席とする。

### 4 定期考査期間

定期考査期間中は、午前6時30分現在、在校生が居住する地域のいずれかに警報発令中の場合は臨時休業とし、当日の考査は、考査最終予定日の翌日以降に実施する。